

令和 5 年度(市単)第 5 号

： 工事名： 市道北部中央線ほか除草作業委託

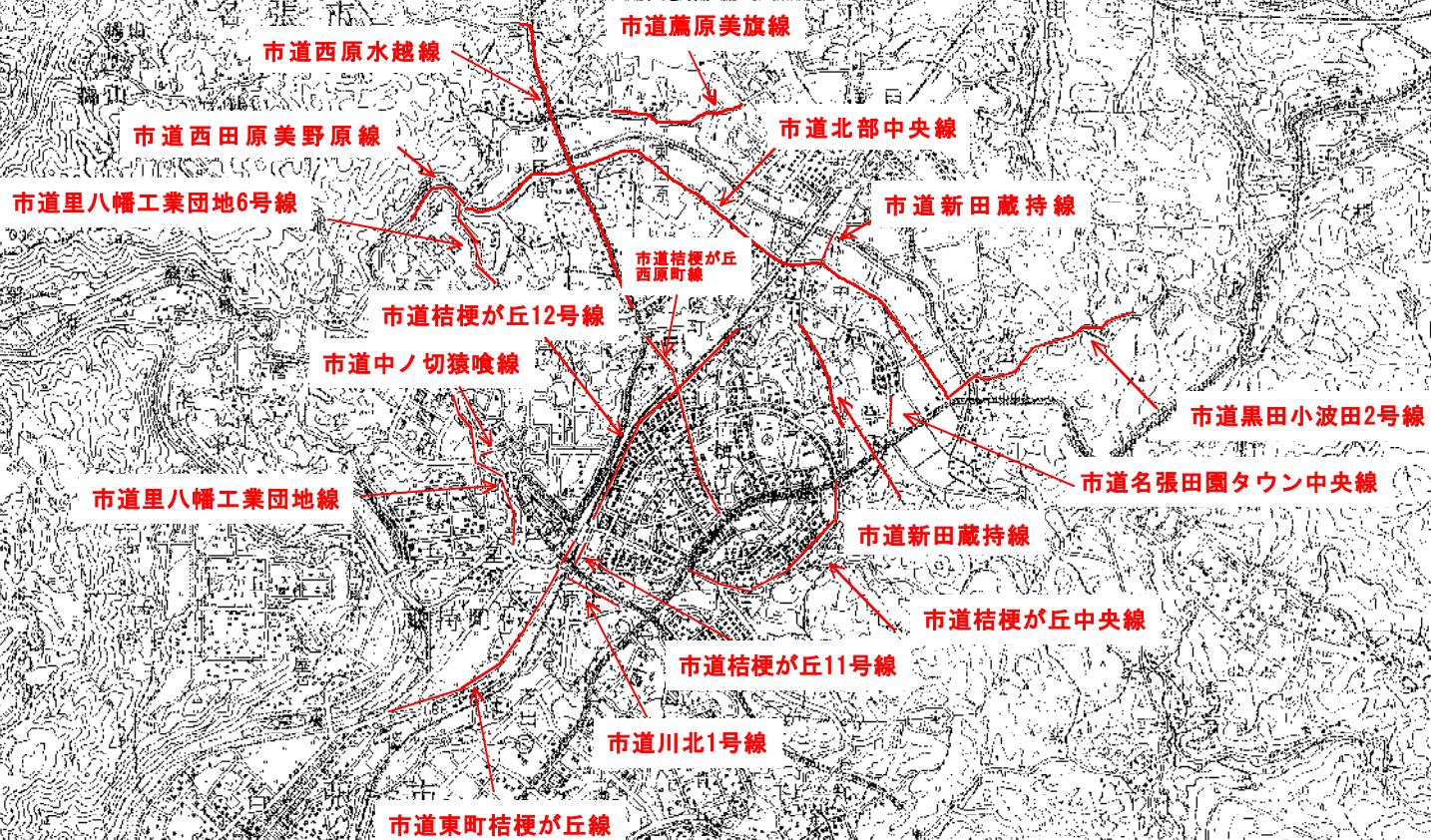
仕 様 書

事業主体 名張市

施行主体 名張市

名張市全図

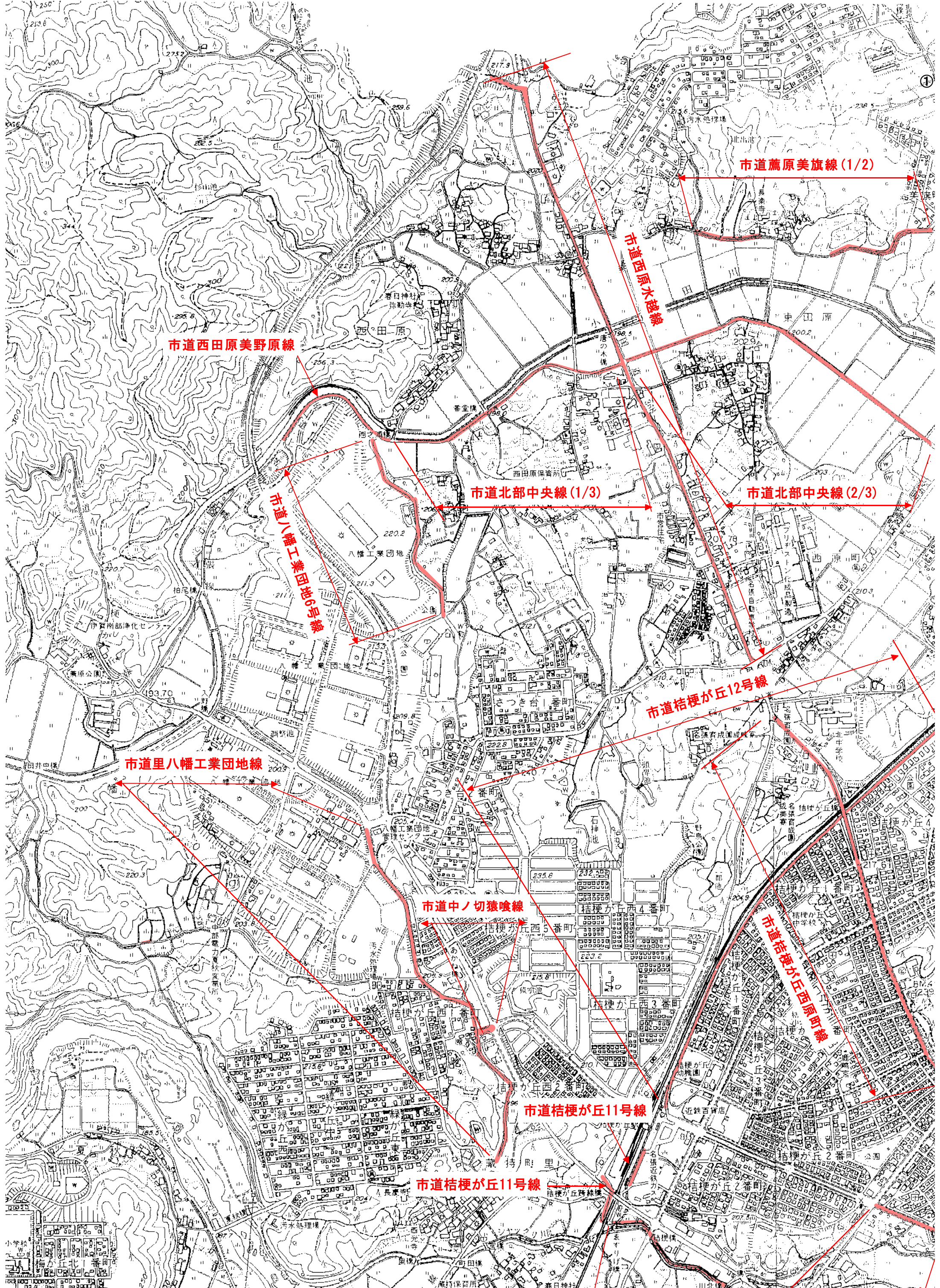
市道北部中央線ほか除草作業委託位置図



見
例

この地図は、建設省国土院院長の承認を得て、同院発行の
1:50,000の地形図を縮刷したものである。
(承認番号 11 部後、第18号)

1:50,000
100 0 100 200 300

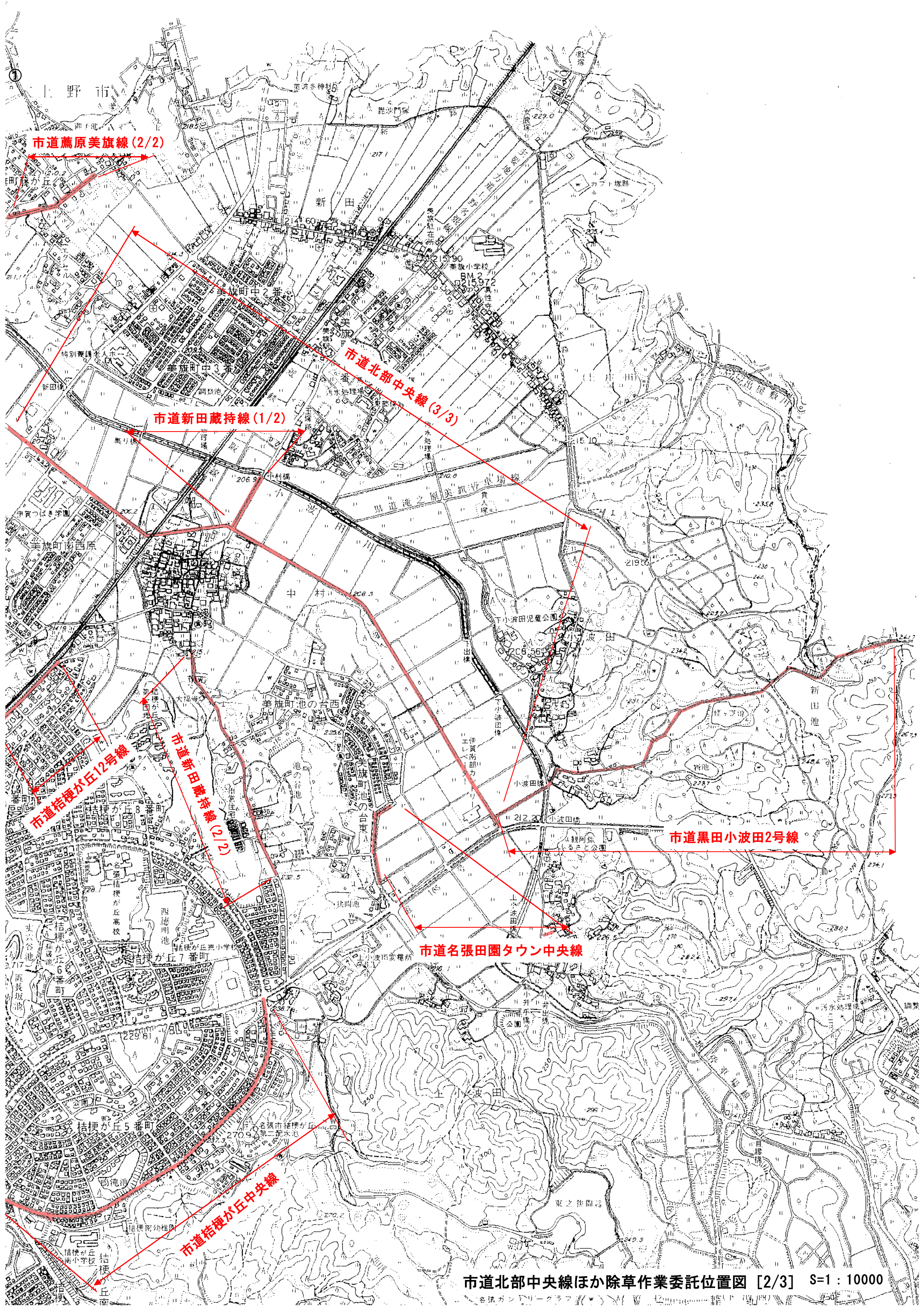


市道北部中央線ほか除草作業委託位置図 [1/3]

S=1 : 1000

市道川北1号線

市道桔梗が丘中央線



市道薦原美旗線 (2/2)

市道北部中央線 (3/3)

市道新田蔵持線 (1/2)

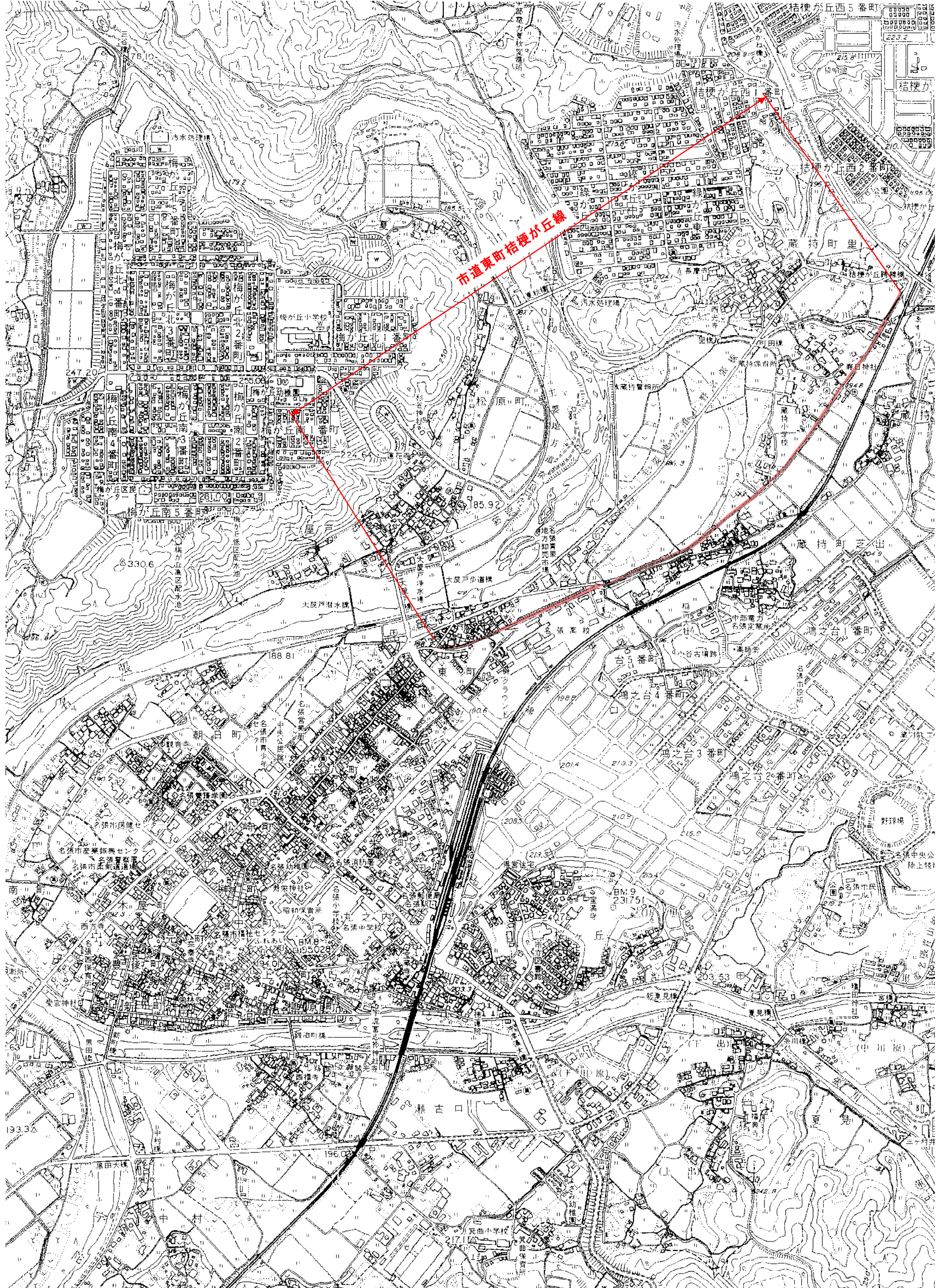
市道桔梗が丘12号線

市道新田蔵持線 (2/2)

市道黒田小波田2号線

市道名張田園タウン中央線

市道桔梗が丘中央線



市道東町桔梗が丘線

市道北部中央線ほか除草作業委託位置図 [3/3] S=1:10000

道路除草業務特記仕様書

1. (適用)

本特記仕様書は、名張市が発注する道路除草業務(以下「業務」という。)に適用するものとする。

2. (作業の対象範囲と作業回数)

作業の対象範囲は、別添図に示す箇所とし、仕様書に示す数量について、監督員の指示に従い作業を行うこと。

作業回数は、仕様書に示す回数とし、特に指示のない場合は年2回で、1回目は6月～7月、2回目は9月下旬～10月に実施すること。年1回の場合は、8月中旬～9月に実施すること。

なお、特殊な箇所については、監督員と協議すること。

3. (現地調査)

1回目、2回目の作業着手前に、全線について現地調査を行い、日陰部分や岩盤部分で草丈の伸びていない箇所、自治会等地元の人が刈ってある箇所を除草業務の不要な箇所、設計区間から漏れている箇所、視距を悪くしている草木のある箇所を除草の必要な箇所を勘案し、除草作業の必要な箇所を示した調書(道路台帳)に延長、刈り幅、及び面積を記入するとともに、道路除草業務路線別数量明細書を監督員に提出し、承諾後に着手すること。

4. (作業管理)

①受注者は、作業実施にあたって、事前に工程表を監督員に提出し、作業に着手すること。

②除草作業は、原則としてその日の作業区間について、後片付け及び清掃まで完了させる方法で実施すること。

- ③除草作業中は、バリケード、セイフティコーン、標識等を用い、必要があれば交通誘導員を配置して交通の安全を図ること。
- ④交通障害が発生するため、関係機関と調整を図り許可を受けること。
- ⑤作業の完了報告は、路線毎に作業終了後速やかに監督員へ口頭で報告すること。

5. (除草及びせん定)

- ①除草作業の種別は、機械除草(ハンドガイド式又は肩掛け式)及び人力除草とする。
- ②除草は、刈り残しのないように行うものとし、刈り取った草は、片付けむらがないよう、速やかに処理すること。
- ③除草に先立ち立竹木の伐採を行い、その処理については空き缶等異物を除却しなければならない。
- ④路肩などに投棄された空き缶、空き瓶等のゴミについては、集積・搬出するものとする。なお、集積困難な粗大ゴミ等が投棄されている場合は、協議するものとする。

6. (廃棄物の処理)

- ①刈草については、再生利用業の指定を受けた名張市一般廃棄物再生利用業者へ搬入すること。また、搬入時の運搬距離は2.9 kmとし変更の対象としない。
- ②業務実施に伴い発生する空き缶・刈り取った草木等の廃棄物は、受注者の責任において処理するものとし、処理にあたっては第三者への損害及び公衆に迷惑をかけないようにしなければならない。
- ③再生利用業の指定を受けた名張市一般廃棄物再生利用業者について指定は行わないが、刈草の処分先及び処分方法が決定次第速やかに監督員に報告を行うこと。
- ④近郊の農家等で堆肥利用等のため、個人・会社等にて無償で引き取る所があればそこへの搬入を優先すること。但し無償で搬入できる処分先(堆肥化等)で処分した場合については変更の対象とする。
- ⑤本業務での刈草の処分費については、実施業務と積算設計で適用した廃棄物処理施設との違

いにより生じた処分費単価の相違による変更契約を行わない。

- ⑥本業務での刈草の処分量については、概算で積算設計に計上していることから、実績に応じて変更契約を行うものとする。したがって、搬入した数量を明らかにする書類(伝票等)のコピーを完了時に提出すること。書類提出がない場合は、無償処分先への搬入とみなす。

7. (出来高管理)

出来高管理資料は調書(道路台帳)に延長、刈り幅、及び面積を記入するとともに、道路除草業務路線別数量明細書、作業日報集計表を監督員に提出する。

8. (図面作成)

- ①除草箇所は、原則として延長は1m単位、刈り幅は10cm 単位、面積は1㎡単位とする。
- ②除草箇所は道路台帳へ路線別に起点側から終点側(ただし路線延長が長い場合は工区別)へ、通し番号(R-〇〇、L-〇〇)をつけ、延長(L)、刈り幅(W)、面積(A)、除草回数を記入し、右隅下にその図面の左右それぞれの全体除草延長、全体面積及び図面合計も記入すること。
- ③2回目における追加番号は、R-〇〇-〇、L-〇〇-〇とする。
- ④作図においては、図面の施行範囲は1回目：赤色、2回目：青色で作成する。
- また、事前測量では、設計値を黒色、事前調査値を赤色で記入する。出来高では、事前調査値を黒色、出来高を赤色で記入する。
- ⑤1回目、2回目で数量変更がない場合は、監督員に報告の上、2回目の図面を省略してもよい。

9. (写真管理)

①撮影頻度、撮影方法等

- (1)除草1回毎に適用する
- (2)黒板には作業年月日を入れること。(カメラ内蔵の写し込み日付でも可)
- (3)撮影項目

◇着手前・・・(1枚)

◇作業中・・・除草(1枚)

◇作業中・・・集草、積込み、運搬、清掃、及び安全管理の写真は撮影箇所毎にいずれかの作業写真(2枚)

◇作業後・・・(1枚)

◇出来高管理・・・刈り幅、刈り高、延長(1枚、もしくは2枚)

◇処分時・・・荷台に積載された刈草の検測状況を1日1車以上撮影し数量(縦・横・高さ)を管理する

(4) 写真は1路線毎に起点、終点、及び作業延長(左右合計)を概ね2kmで除した距離毎に、できるだけ起点から終点方向に向けて撮影する。撮影ポイントはなるべく見通しやすい箇所を選び、道路方向の遠景が入るようにアングルを考えること。

(5) 写真は A4用紙に印刷したものでよい。

10. (支払方法)

契約代金の支払回数は2回以内とする。

支払時期は、年2回刈の内1回目及び年1回刈の内1回目の作業終了後と契約期間満了後の2回払いとする。

1回目の支払時期は、9月～10月とし、提出書類は、契約代金請求書に作業日報と作業写真を添付することとする。

2回目の支払時期は、作業終了後の10月～12月とする。

なお、契約代金は提出書類の受領後、30日以内に支払うものとする。

工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
令和5年度 市道北部中央線ほか除草作業委託						
当初						
工事区分						
道路維持						
道路維持		式		1		
除草工		式		1		
道路除草工		式		1		
機械除草		m2		42,600		
人力除草		m2		2,300		
植栽維持工		式		1		
植樹管理 寄植せん定	低木せん定 歩道及び交通島	m2		4		
植樹管理 低中木せん定	円筒形せん定（樹高100cm未満）歩道及び交通島	本		156		

工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
令和5年度 市道北部中央線ほか除草作業委託						
当初						
工事区分						
道路維持						
処分費		式		1		
処分費	草	t		40		
処分費	生木枝葉	t		0.2		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	交通誘導警備員A	人日		54		
直接工事費		式		1		
共通仮設		式		1		

工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
令和5年度 市道北部中央線ほか除草作業委託						
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		